

犬山市協働のまちづくり基本条例

逐条解説

犬 山 市

目 次

犬山市協働のまちづくり基本条例制定の趣旨	1
前文	2
第1章 総則	
第 1条(目的)	5
第 2条(条例の位置付け)	6
第 3条(定義)	7
第2章 まちづくりの基本原則	
第 4条(まちづくりの基本原則)	9
第3章 まちづくりの担い手	
第 5条(市民の権利)	11
第 6条(市民の役割)	12
第 7条(学生の役割)	13
第 8条(事業者の役割)	14
第 9条(地域活動団体の役割)	15
第10条(非営利活動団体の役割)	16
第11条(議会、議員の役割と責務)	17
第12条(市長の役割と責務)	18
第13条(職員の役割と責務)	19
第4章 市民参加と協働	
第14条(市民参加)	20
第15条(子どもの参加)	21
第16条(公益的活動の推進)	22
第17条(協働の推進)	23
第18条(住民投票)	24
第19条(選挙)	25
第5章 市政運営	
第20条(計画的な市政運営)	27
第21条(財政運営)	28
第22条(市政の改善)	29
第23条(情報提供及び個人情報の保護)	30
第24条(国などとの連携)	31
第6章 実効性の確保	
第25条(実効性の確保)	32

犬山市協働のまちづくり基本条例制定の趣旨

犬山市協働のまちづくり基本条例は、次のような背景を踏まえて、犬山市が市民、議会、行政の協働によりまちづくりを推進し、そして未来へと持続・発展していくために必要なものであると判断し、制定したものです。

昨今、人口減少や少子高齢化の進展、若年世代の流出などによって、地域の担い手不足が深刻になり、地域コミュニティを維持していくことが困難になります。

幸い、犬山市では、以前から福祉、環境、文化、スポーツなどの多様な分野で、NPOや市民活動団体、地区ごとのコミュニティ推進協議会などによる活動が盛んに行われてきました。地域が抱える課題を解決し、まちのにぎわいと活力を生み出すためには、そうしたすでに活動している人や団体に加えて、若者、女性、高齢者など様々な市民がまちづくりに参加し、議会、行政と協働して取り組むことができる環境を整える必要があります。

そこで、犬山市では、「活躍の場づくり」を第5次総合計画改訂版の重点施策の一つに掲げて、市民の誰にも活躍の場があるまちをめざしています。

地域課題の解決や地域に新しい価値を生み出すまちづくりの取組に、市民のみなさんが参加しやすくなるためには、まちづくりの基本的な考え方や市民・議会・行政それぞれの役割・責務などを条例で定め、あらゆる市民のまちづくりへの参加を担保する必要があります。

条例案の検討にあたっては、平成29年度に公募市民22名、市職員18名からなる市民会議「いぬやま未来会議（いぬみら）」を立上げ、条例に盛り込むべき内容について、ともに学びながら議論を重ねてきました。

その他、「活躍」をテーマとしたタウンミーティングや学生へのインタビュー、市民へのアンケートなどにより集めた意見をもとに、平成30年度に有識者やまちづくりの活動を実践している市民、いぬみらメンバー、市議会議員などによる「犬山市協働のまちづくり基本条例審議会」を設置して審議していただきました。

この解説書は、こうした過程の中で議論されてきた内容を踏まえて、条文に込められた想いや考え方などを解説するものです。

※この条例の中には、市民（学生、事業者、団体を含みます）の役割などを定める部分で、「～します。」「～に努めます。」という表現を使っています。

こうした表現は、市民に対して義務を課すという意図ではなく、「～しよう。」「～できるようがんばろう。」という、市民にまちづくりへの意欲的な参加を期待するスローガンとしての意味合いで使用しています。

前文

私たちのまち犬山市は、木曽川や緑豊かな里山などの自然と、国宝犬山城や古墳をはじめとした歴史遺産、地域に根付く伝統ある祭りなど、多彩な地域資源に恵まれています。それらは、人々の営みと相まって、地域ごとに様々な表情を見せる特色ある風土と郷土への深い愛を育み、時代とともに新たな価値をまといながら、現在に受け継がれています。

今日、少子高齢化や人口減少に加え、若者の流出、コミュニティの衰退などによって、人と人とのつながりが希薄となり、地域社会は様々な問題に直面しています。そして、国際化、情報化が進む中で、多様化するライフスタイルや価値観に合わせた新しい自治のあり方が求められています。

このような時代にあって、犬山市が将来にわたり活力あるまちであり続けるには、地域・世代・性別・民族・国籍を問わず、市民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いに尊重し合いながら、協働して課題解決に取り組むことが重要です。そのためには、誰にでも活躍の場と機会があるまちづくりを推進し、一人ひとりが“主人公”として自発的にまちづくりに参加とともに、未来を担い、理想のまちを創造することができる人材を育てる必要があります。

私たちは、市民憲章の理念を胸に、このまちに受け継がれてきた豊かな財産を次世代へとつなぎ、誰一人取り残されることなく、笑顔があふれ幸せな生活をおくり続けられる「持続可能なまち」を実現するため、ここに犬山市協働のまちづくり基本条例を制定します。

趣 旨

前文は、この条例の制定の背景や目的、理想とするまちの姿とその実現に向けたまちづくりの方向性などを示しています。

解 説

第1段落目は、自然や歴史遺産をはじめとした、犬山市が誇る豊富な地域資源が城下町、里山、田園風景など地域ごとに特徴を持った多様性のある風土と市民の郷土愛を育み、それらが時代に合わせて様々な価値を加えつつ受け継がれてきたことを表現しています。

第2段落目は、この条例の制定に至る時代背景として、少子高齢化や人口減少などの社会的背景により、人と人とのつながりが希薄化し、地域が様々な課題に直面していること、多様化するライフスタイル（生活様式）などに合わせた新しい自治のあり方が求められていることを挙げています。

第3段落目は、このような時代にあっても犬山市が将来にわたって活力やにぎわいのあるまちであり続けるためのまちづくりの方向性とその担い手がまちづくりに取り組む姿勢について述べています。市民、議会、行政が各自の役割と責任を自覚し、協働して課題解決に取り組むことが重要であり、そのためには若者、女性、高齢者など誰にでも活躍の場と機会があるまちづくりを推進して、一人ひとりが主人公となって主体的にまちづくりに参加するとともに、未来を担い、理想のまちを創造する人材を育てる必要があります。

第4段落目は、市民憲章の理念を尊重しながら、豊かな財産を次世代へとつなぐとともに、理想とするまちの姿「誰一人取り残されることなく、笑顔があふれ幸せな生活をおくり続けられる「持続可能なまち」」の実現を図るために、この条例を制定することを述べています。

「誰一人取り残されることなく」、「持続可能なまち」という考え方には、国連サミットで平成27年9月に全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」にも通じるものです。

参考

犬山市民憲章

わたしたちのまち犬山市は、緑 豊かな丘 陵 や木曽の清流と古城に代表される歴史的な文化遺産にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力と勤勉により発展してきました。わたしたちは、この輝かしい郷土犬山に誇りと責任を持ち、みんなで力を合わせ、明るく豊かな住みよいまちづくりをすすめることを願って、この市民憲章を定めます。

1. 城と川と緑を守り、

美しいまちをつくりましょう。

1. 教養を深め、

文化のかおり高いまちをつくりましょう。

1. 力を合わせ、

活力のある豊かなまちをつくりましょう。

1. いのちを大切にし、

明るく住みよいまちをつくりましょう。

1. きまりを守り、

心のかよう 温かいまちをつくりましょう。

昭和 59 年 4 月 1 日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犬山市のまちづくりに関する基本原則を明らかにするとともに、その基本的な事項を定めることにより、市民、議会、行政が協働しながら、前文に掲げる理想のまちを実現することを目的とします。

趣 旨

この条例を制定する目的を明らかにしています。

解 説

まちづくりの方向性を示す基本原則や、まちづくりの担い手の役割と責務、市民参加と協働、市政運営などのまちづくりに関する基本的な事項を定めることで、市民、議会、行政の協働により、前文に掲げる理想のまち「誰一人取り残されることなく、笑顔があふれ幸せな生活をおくり続けられる「持続可能なまち」」を実現することを目的としています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、犬山市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

趣 旨

この条例の位置付けを定めています。

解 説

この条例は、犬山市のまちづくりに関する大もととなる考え方を示すものであり、まちづくりを進める上で必要な各種計画の策定や市の施策・事業の実施、他の条例の制定や改廃などの際には、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合を図らなければならないことを意味しています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人及び団体をいいます。
- (2) 地域活動団体 市民のうち、地域で公益的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (3) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公益的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動するもの（地域活動団体を除きます。）をいいます。
- (4) 行政 市の執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらに属する職員を含みます。）をいいます。
- (5) まちづくり 明るく豊かな住みよいまちをつくることを目的とする地域課題の解決、地域の価値の創造その他の公益的な活動をいいます。
- (6) 協働 市民、議会及び行政が、目的を共有し、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、補完し合いながら協力することをいいます。

趣 旨

この条例で使用する用語のうち、共通した認識を必要とする6つの用語について定義しています。

解 説

- (1) この条例でいう「市民」とは、市内に居住する人だけでなく、市内の事業所に勤務する人や市内の学校に通う人、市内で事業や活動を行っている個人や法人も含めています。
- 市民の範囲を拡げて定義しているのは、地域が抱える様々な問題を解決していくためには、犬山市に関わる多くの人々や団体が協働してまちづくりを進めていくことが重要であるという認識に基づくものです。
- (2) 「地域活動団体」とは、地域ごとに形成された、公益的活動（公共の利益を図ることを目的に行う活動）を行う団体で、具体的には、町内会、区、コミュニティ推進協議会、婦人会（女性の会）、老人クラブ、子供会などをいいます。
- (3) 「非営利活動団体」とは、「障害を持つ人たちの社会参加を応援しよう」、「まちや川をきれいにしよう」などといった、特定の公益的な目的をもって活動する非営利の民間組織（公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など）をいいます。法人格の有無は問いません。
- (4) 「行政」とは、市長（人物個人としてではなく、執行機関としての地方公共団体の長）のほか、地方自治法第180条の5に列記された執行機関のことをいいます。また、それら執行機関の補助機関として事務を担当する職員も含めています。
- (5) 「まちづくり」とは、明るく豊かで住みよいまちをつくるために行う、地域の抱える課題の解決を図ったり、地域の新しい価値をつくり出したりする公益的な活動をいいます。福祉、教育、文化、スポーツなどに関連したソフト事業のほか、道路工事や施設の建設などのハード事業があり、その両方を意味しています。
- 市の事業・施策や議会の活動だけでなく、地域の美化活動、防犯パトロール、見守り活動など、市民のみで実施される「地域をより良くするための活動」もまちづくりの大事な要素です。
- (6) 「協働」とは、まちづくりの担い手である市民、議会、行政が共通の目的をもって、それぞれの役割や責務のもとで協力することであり、お互いの自主性を尊重し、各主体のもつ特性を活かして足りない部分を補い合うことで、より大きな成果を生み出すことが期待されます。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 この条例の目的を達成するために、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、行政は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。
- (2) 市民参加の原則 議会、行政は、市民がまちづくりに参加できるよう、その機会を多様に保障します。
- (3) 協働の原則 市民、議会、行政は、協働してまちづくりを推進します。
- (4) 平等の原則 市民は、年齢、性別、民族、国籍などに関わりなく、まちづくりに平等に参加できます。
- (5) 信頼の原則 市民、議会、行政は、互いに尊重し合い、常に信頼関係を築くための努力をします。

趣 旨

基本原則として市民、議会、行政の協働によるまちづくりの方向性を定めています。

解 説

- (1) 協働によりまちづくりを進めるうえでは、市民、議会、行政それが情報の発信者、受信者双方となって、保有している情報を三者で共有することが前提となることから、「情報共有」を基本原則として掲げています。
- (2) 市民参加のもとでまちづくりを進めていくために、まちづくりに参加する権利を有している市民に対して、議会、行政が様々な形で市民参加の機会を保障することを定めています。
- (3) 市民、議会、行政が協働してまちづくりを進めていくことを基本原則として定めています。
- (4) 市民がまちづくりに参加するにあたっては、男女の対等はもちろんのこと、子どもや外国籍の市民などもその主体的な意思によって平等に参加できることを定めています。

めています。

ただし、第18条に規定する住民投票の資格要件については、案件ごとに条例で定めることになります、第19条に規定する選挙の有権者は、公職選挙法で定められています。

(5) 市民、議会、行政が、協働してまちづくりを進めるにあたっては、互いに信頼できる関係を築くことが重要であり、常にそのための努力をすることを原則として定めています。

第3章 まちづくりの担い手

(市民の権利)

第5条 市民は、議会、行政が保有する情報について知る権利を有します。

2 市民は、まちづくりに等しく参加する権利を有します。

趣 旨

まちづくりを進めるうえでの市民の権利について定めています。

解 説

第1項は、市民がまちづくりに参加するためには、まずは情報が必要であることから、市民は、犬山市情報公開条例、犬山市個人情報保護条例などのルールに従って、議会、行政が保有する情報を知る権利を有していることを表しています。

第2項では、一定の制度やルールのもとで、市民は差別されることなく平等にまちづくりに参加する権利を有していることを表しています。

また、まちづくりへの参加は、あくまで市民が保有する「権利」であって、「義務」ではなく、市民の自発的な発意と自由な意思に基づくものです。

この考え方に基づき、まちづくりの担い手の役割などを定める第6条～第13条では、市民と市民に含まれるもの（学生、事業者、地域活動団体、非営利活動団体）については、期待されるはたらき、役目という意味合いで「役割」とし、議会、議員、市長、職員については、果たすべき務めという意味合いの「責務」を加えて「役割と責務」としています。

(市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ちます。

2 市民は、先人から受け継いだ豊かな地域資源や良好な環境を次世代に引き継ぎます。

趣 旨

第5条の「市民の権利」の対になる規定として、市民の役割について定めています。

解 説

第1項では、市民一人ひとりがまちづくりに積極的に関わってほしいという期待が「まちづくりを推進するため、その担い手であることを自覚し」という表現に込められています。また、その発言や行動がもたらす影響を考慮して、自らの発言と行動に對しては責任を持つことを定めています。

第2項では、前文にも記されている豊かな自然や歴史、伝統文化といった地域資源や生活環境、自然環境、文化的環境などの良好な環境を次世代に引き継ぐことを市民の役割として定めています。

(学生の役割)

第7条 学生は、積極的にまちづくりに参加するとともに、犬山市を学びと実践の場として、その成果を地域に還元するよう努めます。

趣 旨

学生の役割について定めています。

解 説

市内には、名古屋経済大学があり、市内に居住しながら市外の大学、高等専門学校、専門学校などに通学している学生もたくさんいます。

市では、これまで市政に関する計画や戦略などを策定する際に学生の参加を求め、その意見を参考にするなど、学生の存在を重視してまちづくりを進めてきました。

また、大学では地域連携センターなどを設置して、行政や事業者、各種団体との連携による取組が進められるなど、教育研究を通じた地域社会への貢献がますます活発化しています。

引き続き、学生が自らの意思に基づき積極的にまちづくりに参加するとともに、犬山市を自らの学びと実践の場としてもらい、その成果をまちづくりに活かせることを期待して、学生の役割を定めるものです。

なお、この条例では学生の定義を定めていませんが、主に市内に居住していて、学校教育法に定める下記の教育機関に在学している人と、市内に所在する下記の教育機関に在学している人を想定しています。

- ①大学（大学院、短期大学、専門職大学（平成31年度より）などを含みます。）
- ②高等専門学校
- ③専修学校の専門課程

※一般的に「専門学校」と呼ばれているのは、専修学校のうち専門課程を設置しているものです。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域における自らの役割を認識し、より一層の社会貢献に努めます。

2 事業者は、従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮します。

趣 旨

事業者に期待する役割について定めています。

解 説

事業者も地域社会の一員であり、まちづくりの担い手です。

事業者による社会貢献の取組は、CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) やCSV (Creating Shared Value : 共有価値の創造) などの概念が広がりをみせるにつれて、年々盛んになっています。

第1項では、地域住民との協働のために地域における役割を認識し、知識や技術などを活かしながら、これまで以上に地域の活性化などを目的とした社会貢献に努めることを事業者の役割として期待しています。

第2項では、事業者がボランティア休暇や育児休業などの勤務条件を整え、従業員がまちづくりに参加しやすい環境をつくることで、従業員のまちづくりへの参加が促進されることから、その環境整備も事業者としての社会貢献であるととらえています。

(地域活動団体の役割)

第9条 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域の課題の解決に努めます。

2 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。

趣 旨

地域活動団体に期待する役割について定めています。

解 説

第1項では、地域活動団体の役割として、地域課題の解決に努めることを定めています。地域課題の抽出、解決の方策の検討にあたっては、地域内の住民同士による話し合いの機会を持ち、意見の集約を図ることが大切です。

第2項では、地域活動団体が開かれた運営を行うことを定めています。運営が地域内のあらゆる住民に開かれているだけでなく、若い世代が参加しやすいよう工夫して、後進を育成し、その活動を次世代へとつないでいくことが大切です。

(非営利活動団体の役割)

第10条 非営利活動団体は、地域社会の一員として、専門的な知識を活かしてまちづくりに参加します。

2 非営利活動団体は、自らの公益的活動を行うとともに、他の団体などとの連携を図りながら、地域課題の解決に努めます。

趣 旨

非営利活動団体に期待する役割について定めています。

解 説

第1項では、非営利活動団体は、特定のテーマや目的のもとに設立されるという性質を持つものの、地域社会の一員であるという認識に立ち、それぞれの団体が有する専門的な知識を活かしてまちづくりに参加することを定めています。

第2項では、非営利活動団体は、他の非営利活動団体や地域活動団体、事業者等と連携して地域課題の解決に努めることを定めています。

※非営利活動団体の活動範囲は、犬山市内に限られるものではありませんが、この条例が「犬山市のまちづくりに関する基本的な事項を定める」ものであることから、犬山市の課題という意味も含めて、地域課題という言葉を使用しています。

(議会及び議員の役割と責務)

- 第11条 議会は、市民に開かれたわかりやすい議会運営に努め、市民の意見を反映した政策立案を行うとともに、市政運営が適切に行われているかを監視し、評価します。
- 2 議員は、市民の負託にこたえるため、自己の資質を高め、市民全体の福利向上を目指して活動します。
- 3 議会、議員は、この条例の目的を達成するために、犬山市議会基本条例（平成23年条例第14号）に掲げる原則に基づき活動します。

趣 旨

まちづくりにおいて議会とその構成員である議員が担う役割と責務について定めています。

解 説

犬山市では、協働のまちづくり基本条例に先行して、「犬山市議会基本条例」が制定されています。議会基本条例の目的は「市民福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与すること」であり、この条例の目的は「誰一人取り残されることなく、笑顔があふれ幸せな生活をおくり続けられる「持続可能なまち」を実現すること」であるため、2つの条例の目的は合致しています。

したがって、第1項、第2項では、この条例における議会、議員の役割と責務について、議会基本条例に定める「議会及び議員の活動原則」を踏まえて定めています。

第3項では、2つの条例の目的が合致することから、この条例の目的を達成するために、議会、議員が議会基本条例に掲げる原則に基づき活動することを定めています。

(市長の役割と責務)

第12条 市長は、市の代表者としてリーダーシップを発揮し、公正、公平かつ誠実に市政を運営します。

2 市長は、第4条に定めるまちづくりの基本原則に基づき、まちづくりを推進し、市民の負託にこたえます。

趣 旨

市長の役割と責務について定めています。

この条文の市長は第3条の用語の定義における執行機関の長という性格に加えて、市の代表者としての市長も意味しています。

解 説

第1項では、市長は、市の代表者として、リーダーシップを発揮して、公正、公平かつ誠実に市政を運営しなければならないことを定めています。

第2項では、市長が、住民による直接選挙により選ばれることから、第4条に定める5つの基本原則に基づいてまちづくりを推進し、市民の負託（責任を負わせて任せること。）にこたえる必要があることを定めています。

(職員の役割と責務)

第13条 行政の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、市民の意見の把握や情報収集に努めながら、積極的にまちづくりを推進します。

2 行政の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能などの向上に努めます。

趣 旨

行政の実務を行う職員の役割と責務を定めています。

解 説

第1項では、職員も市民の一員であることを自覚すること、市民目線を持って積極的に地域に関わり、市民の意見を聞きながら、価値観を共有してまちづくりを進めることを定めています。

第2項では、地域課題を解決し、まちづくりを推進するために、職員自らが意欲と主体性を持って、その職務能力の一層の向上に努めることを定めています。

議会は行政には含まれませんが、市から出向している議会事務局の職員にも行政の職員と同様の役割と責務があります。

第4章 市民参加と協働

(市民参加)

第14条 議会、行政は、市民のまちづくりへの参加を推進するため、政策を実施する過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境を整えるよう努めます。

- 2 議会、行政は、市民参加により得られた提案、意見を政策に反映させるよう努めます。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

趣 旨

まちづくりへの市民の参加を推進するために、議会、行政が行うべきことについて定めています。

解 説

第1項では、政策を実施する過程で、多様な参加の機会を設けること、市民が参加しやすい環境を整備するよう努めることを定めています。

「政策を実施する過程」には、実施以外に企画、立案などの段階を含みます。

また、参加の機会の例としては、議会、市が開催するイベント等への参加・協力などのほか、議会を通じた市民参加の手法として、全国的にも例を見ない先進的な取組であるフリースピーチで意見を述べることや、アンケートやパブリックコメントで意見を提出すること、ワークショップやタウンミーティングに参加して意見交換を行うことなども含まれます。

第2項では、市民参加により得られた提案や意見を内容に応じて政策に反映させていくことを定めています。

第3項では、さらに詳細な事項について、別の条例へ委任しています。

犬山市では、他の自治体のように市民参加条例を制定する方法と、平成12年度に制定した「犬山市市民活動の支援に関する条例（平成13年3月27日条例第2号）」を改正して、市民参加の詳細について定める方法があります。

(子どもの参加)

第15条 市民、議会、行政は、子どものまちづくりに参加する権利を保障するため、子どもが年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参加できる機会を設けるとともに、参加しやすい環境を整えるよう努めます。

趣 旨

まちづくりへの子どもの参加を推進するために、市民、議会、行政が行うべきことを定めています。

解 説

子どもの頃からまちづくりに参加する、地域のことを大人と一緒にになって考えるこという経験をすることが、自らのまちに対する愛着を持った市民を育てるにつながるという考え方のもと、子どもの参加に関する条文を独立して設けています。

「子どもとは何歳までか」ということについては、年齢を特定することによって、幅を狭めてしまう可能性があるため、あえて定義せず、「年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参加できる」としています。

様々な年齢の子どもが参加しやすくなるように、参加の方法を多様な形で用意するとともに、子どもが参加しやすい環境づくりとして、休日昼間にイベントや会議を開催することや、費用負担をできるだけ抑えるなどの配慮をする必要があります。

(公益的活動の推進)

第16条 市民は、地域活動団体や非営利活動団体がまちづくりにおいて果たす役割を認識し、尊重するとともに、その公益的活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

2 議会、行政は、地域活動団体や非営利活動団体の自主性、自立性を尊重し、これらの団体の運営や活動を必要に応じて支援します。

3 前項に定める地域活動団体や非営利活動団体の支援に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

趣 旨

地域活動団体、非営利活動団体が実施する公益的活動を推進するための市民の協力、議会、行政による支援について定めています。

解 説

第1項では、市民が地域活動団体、非営利活動団体のまちづくりにおける役割を認識し、団体を通したまちづくりへの参加や団体への協力に努めることを定めています。

第2項では、地域活動団体や非営利活動団体が行う公益的活動が、まちづくりに欠かせないものであることから、議会、行政が団体の自主性、自立性を尊重しながら、必要に応じて支援することを定めています。

第3項では、地域活動団体、非営利活動団体の支援に関する詳細な事項について、別の条例へ委任しています。

現状の「犬山市市民活動の支援に関する条例」は、非営利活動団体への支援が中心となっているため、対象を地域活動団体にまで広げるなどの改正が必要となります。

(協働の推進)

- 第17条 市民、議会、行政は、積極的に協働してまちづくりを推進します。
- 2 市民、議会、行政は、まちづくりに関する情報を広く発信するとともに、相互に交流する機会を設けます。
- 3 市民、議会、行政は、将来のまちづくりを担う人材の発掘や育成に努めます。
- 4 行政は、協働のまちづくりを推進するため、市民が自立し、協力して活動するための仕組みを整えます。

趣 旨

協働を推進すること、市民、議会、行政が、そのために取り組むべきことについて定めています。

解 説

第1項では、まちづくりは、市民、議会、行政の三者が積極的に協働して推進するものであることを定めています。

第2項は、協働のまちづくりを進めるためには、市民、議会、行政が広く情報を発信して共有し、相互に交流することで、お互いを理解することが大切であることを定めています。こうしたプロセスの中で、新たな連携や協力が生まれることを期待するものです。

第3項は、協働のまちづくりを先々まで続けていくために重要な、人材の発掘・育成について定めています。新たな人材の発掘のためには、第2項に定める情報発信や相互交流に加えて、多くの市民に開かれた参加の機会の提供も大切です。

第4項では、協働のまちづくりを進めるにあたり、行政が、まずは市民の自立を促し、自立した市民同士、市民と議会、市民と行政、議会と行政または3者が、お互いを尊重しながら、協力して活動するための仕組みを整備することを定めています。

(住民投票)

第18条 市長は、市政に関する重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に付すべき事項、投票の手続き、資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、その都度、条例で定めるものとします。

趣 旨

住民の意思を直接市政に反映できる制度である住民投票について定めています。

地方自治法に基づいて行われる住民投票と異なり、条例によるものであるため、法的拘束力を持たせることはできませんが、市民参加の一つの手段として定めています。

この条例では、住民投票の実施が必要な場合には、その都度、投票の実施に必要な事項を定める住民投票条例を議会の議決により制定し、実施することができることを定めています。

これは、住民投票が適切に実施されるように、事案ごとに議会の審議を経て条例で定めなければならない「個別型」の規定であることを示しています。

※「住民」という言葉は、第3条で定義した「市民」とは異なり、地方自治法第10条に規定する「市の区域内に住所を有する者」を意味します。

解 説

第1項は、住民投票が議会による間接民主主義を補完し、住民の意思を直接市政に反映させることができる制度であるものの、実施にあたっては、少数意見などの取り扱いに慎重さを要し、多額の費用がかかることから、住民一人ひとりの意思を確認する必要に真に迫られたときの最終手段として行われるべきものであるという考え方のもと、市政に関する重要事項に限ってのみ実施することを表しています。

また、住民投票は、住民が一定の条件を満たすことで、市長に対して条例の制定を請求することができ、議会、市長もそれぞれが条例案を議会に提出することができますが、住民投票に関する事務を実施するという意味で、この条文の主語を「市長は」としています。

第2項は、住民投票の実施には十分な議論が必要なことから、住民投票に必要な事項（住民投票に付すべき事項、投票方法、投票資格、成立要件など）に関しては、事案が生じる都度、別に条例で定めなければならないということを意味しています。

(選挙)

第19条 市民は、選挙が議員、市長を通じた市政への参加の重要な手段であることを認識し、選挙に関心を持つとともに、投票の機会を積極的に活用するよう努めます。

- 2 市民は、選挙において投票を行うにあたっては、市の直面する課題、候補者の掲げる政策などに関する情報の積極的な収集や理解に努めます。
- 3 市民、議会、行政は、選挙への市民の関心を高めるための取組を推進するとともに、市民が投票の機会を十分に活用できるよう、前項に掲げる情報の積極的な提供に努めます。
- 4 行政は、選挙への立候補に関する手続きについて明快に説明し、立候補予定者の政策立案に必要な情報を提供するなど、誰もが立候補しやすい環境を整えるよう努めます。

趣 旨

選挙を代表者を通じた市民参加の手段としてとらえ、市民、議会、行政が選挙に臨む姿勢について定めています。

※選挙に関しては、公職選挙法で厳格に規定されており、この条例の規定により、新たな権利、義務が発生するものではありません。

解 説

選挙は、市政を担う「市民の代表者」を選び、代表者を通じて市政に参加する手段といえます。

第1項では、市民が選挙に関心を持つこと、投票の機会を積極的に活用することを期待しています。

第2項では、市民が、犬山市の現状や直面している課題、候補者が掲げている政策などに関する情報を収集し、理解した上で投票を行うことを期待しています。最終的にどのような理由で投票先を選ぶかは、投票人の自由ですが、将来の市政を担う人物を選択するうえで、「犬山市では、どのようなことが課題となっているのか?」、「そ

の課題に対して、候補者はどのような考え方を持っているのか？」といったことなどを理解しておくことは重要なことだと考えています。

第3項では、市民、議会、行政が選挙への市民の関心を高めるための取組を進めること、市民が投票の機会を十分に活用できるよう、第2項に定める「市の直面する課題、候補者の掲げる政策等に関する情報」を積極的に提供することを定めています。

市民による情報提供の方法としては、市民でもある候補者による政策等の公表のほか、民間団体による候補者同士の公開討論会の開催などが考えられ、議会、行政による情報提供については、『議会の手帖（市議会だより）』の発行や選挙公報の配布などがありますが、いずれにしても法令の範囲内で可能な行為を自発的に行うものです。

第4項では、より多くの人が選挙に立候補できるようにすることで、市政の担い手を確保し、有権者の選択肢を増やすことができるよう、行政が立候補の手順や必要な手続きなどをわかりやすく説明し、政策を立案するにあたって必要な情報を提供することなどにより、誰もが立候補しやすい環境を整えることを定めています。

第5章 市政運営

(計画的な市政運営)

第20条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想と基本計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画の策定や見直しにあたっては、市民に参加の機会を保障します。

趣 旨

市の最上位計画である総合計画の策定について定めています。

解 説

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年8月1日施行）により、総合計画の基本構想を策定する法律的な義務はなくなりました。

しかし、長期的な市政の方向性を示し、市が取り組むすべての施策の基本となる総合計画は、市民と行政が協働の心を持ち、対話や交流を重ね、お互いの理解と共感に基づき協力してまちづくりを進めていくための共通目標や取組の方向性を示す「行動指針」でもあり、協働のまちづくりを進めるうえで重要なものです。

そこで、第1項では、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、基本計画を含む総合計画を策定することを定めています。

第2項では、総合計画の策定、見直しを市民参加で行うことを定めています。

(財政運営)

第21条 市長は、施策の実施に必要な財源の確保を図るとともに、効率的な財政運営を行い、持続可能で健全な財政の確立を図ります。

2 市長は、市民に対し、財政状況を公表し、わかりやすく説明します。

趣 旨

自治体運営の重要な考え方として、健全財政を維持していくための財政運営の姿勢について定めています。

解 説

第1項では、必要な財源の確保を図りつつ、効率的な財政運営を図ることで、将来にわたって健全な財政を維持して行くことを定めています。

第2項では、財政についての説明責任や透明性の確保を担保するため、財政状況を的確に把握し、市民に公表・説明することを定めています。

(市政の改善)

第22条 議会、行政は、市政を効果的かつ効率的に運営するため、市政を適時検証し、継続的に改善します。

趣 旨

市政の継続的な改善について定めています。

解 説

市政を効果的、効率的に運営していくという観点から、業務や事務について適時点検・見直しを行い、継続的に改善していくことを定めています。

(情報提供及び個人情報の保護)

第23条 議会、行政は、市民の知る権利を最大限に尊重することにより、市政への市民参加の推進と市に対する市民の信頼の確保を図り、開かれた市政の実現を図るために、市民が必要とする情報を積極的に提供します。

2 議会、行政は、前項の情報提供を行うにあたっては、個人のプライバシーをはじめとする基本的人権を尊重し、個人情報を適切に管理し、保護しなければなりません。

趣 旨

市政運営の透明性を確保するために必要な情報提供と個人情報の保護について定めています。

解 説

第1項では、第4条の情報共有の原則に基づいて、議会、行政が市民の「知る権利」を最大限に尊重し、開かれた市政の実現を図るために情報を積極的に提供することを定めています。

第2項では、情報の提供にあたっては、個人の権利を尊重しなければいけないことや、市が収集し、保有する情報については厳重に管理しなければならないことを定めています。

参 考

- ・情報公開に関する詳細については、犬山市情報公開条例（平成10年12月18日条例第33号）に定められています。
- ・個人情報の保護に関する詳細については、犬山市個人情報保護条例（平成10年12月18日条例第34号）に定められています。

(国等との連携)

第24条 議会、行政は、共通する地域課題を解決し、施策を効果的かつ効率的に実施するため、国や他の自治体と連携するよう努めます。

趣 旨

国や他の自治体との連携について定めています。

解 説

市域を越えて広域的に対処しなければならない課題や共通する課題に対応するためには、国や、県をはじめとする他の自治体との連携を図る必要があります。また、協働して事務を行うことにより、スケールメリットを生み出し、施策を効率的に実施することができます。

第6章 実効性の確保

(実効性の確保)

第25条 市長は、社会情勢の変化に照らし、この条例が協働のまちづくりを推進する上でふさわしいものであるかどうかについて、見直しを行うものとします。

2 前項に定める見直しは、この条例の施行の日から起算して5年ごとに行うものとします。ただし、5年未満における見直しを妨げません。

3 市長は、協働のまちづくりの推進や前2項に定める条例の見直しに関することについて、市民参加による組織により審議します。

4 前項に定める組織の設置、運営に関して必要な事項は、別に定めるものとします。

趣 旨

この条例の実効性を確保するための定期的な見直しと、条例に基づき協働のまちづくりを推進するための組織について定めています。

この条例は、その性格上、簡単に改正すべきものではありませんが、実効性確保の観点から、定期的な見直しを制度として保障するものです。

解 説

第1項では、絶えず変化する社会情勢を踏まえて、この条例が協働のまちづくりを進めるうえでふさわしいものであるかどうかについて、見直しをすることを定めています。

第2項では、条例の見直しを行う期間を施行の日から5年ごとと定めています。ただし、社会環境の急激な変化などにも対応できるように、5年未満であっても見直しができるようにしています。

第3項では、この条例に基づく協働のまちづくりの推進と条例の見直しについて、市民参加による審議会等の組織で審議することを定めています。

第4項では、組織の設置、運営に関することを別の条例、規則など（現時点では未制定）へ委任しています。